

いじめ防止基本方針

相模原市立中野中学校

相模原市立中野中学校いじめ防止基本方針

【めざす生徒像】

- ① 自分の考えを持ち、ともに高めあう学習態度をもった生徒
- ② 諸活動に目標を持ち、思いやりをもってお互いに高めあっていく生徒
- ③ いつでも、どこでも、だれにでも、自らすすんで挨拶ができる生徒
- ④ 時間を守り、けじめのある生活習慣を身につけた生徒
- ⑤ 清掃美化活動やボランティア活動に積極的に取り組む生徒

【家庭・地域との連携】

- 開かれた学校づくり
- ・学校だより、HPによる情報発信
 - ・学校評議員やPTAへの聞き取りやアンケート調査
 - ・PTA活動や地域活動への積極的な参加

【校内組織】

- 名称 中野中学校いじめ防止対策委員会
- 役割 いじめの予防を基本とし、早期発見、対処について中心的な役割を担う。月に1度定例会を持つ。
- メンバー 校長、副校長、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当、青少年教育カウンセラー、支援教育コーディネーター

【関係機関との連携】

- 教育委員会各課、市長部局各課との連携
- 中野中学校区の小学校との小中連携の推進
- 保護者、学校評議員による学校評価
- 警察、少年相談保護センター、児童相談所、子育て支援センター、スクールサポーター、民生委員との連携

【いじめの未然防止】

- ① 生徒が主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
 - ・生徒会活動 ・輝翼祭（体育部門・文化部門）等の行事
- ② 学び合いの授業の実践を通しての確かな学力の育成と、わかりやすい授業づくりをする。
 - ・公開授業の実施 ・学習状況アンケート
- ③ 自己有用感を高め、豊かな人間関係をつくる。
 - ・班活動の活性化 ・委員会、係活動で一人一役分担 ・ボランティア活動への参加
- ④ 生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取り組みを行う。
- ⑤ いじめについて職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
 - ・職員会議での情報交換 ・校内研修の実施（長期休業中）

【いじめの早期発見】

- ① 日常の生徒の観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
 - ・常に教室に教員がいる体制作り
- ② 生徒を対象にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努める。
 - ・悩みの調査を年3回 ・いじめのアンケートを年2回 ・教育相談を年3回
- ③ 生徒や保護者がいじめの相談をできる体制の整備をする。

【いじめへの対処】

- ① 被害生徒を守ることを第一に、いじめをやめさせ、再発防止、問題の解決に努める。
- ② 教員間での情報共有、対応についての共通理解を徹底する。
- ③ 重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○組織名称：中野中学校いじめ防止対策委員会

○メンバー：校長、副校長、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当、青少年教育カウンセラー、支援教育コーディネーター（支援級担当含む）

○委員会の取組内容

- ① 問題行動などに係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのため定期的に打合せを行うとともに、いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- ② 定期的に会議を持ち、現状の把握や対応について協議する。
- ③ 教職員へのいじめに関する研修の企画、運営をする。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、体験活動などの推進をする。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
 - ① 行事、委員会、部活動を生徒が主体となって取り組む場とする。
 - ② 一人ひとりが役割を持ち、お互いのために貢献できる場、機会をつくる。
- (2) 学び合いの授業を通して確かな学力の育成とわかる授業づくりを行う。
 - ① 学び合い、助け合って学ぶ意欲を高め、生徒同士の人間関係を深める。
 - ② わかる授業で、一人ひとりの生徒に確かな学力の定着に努める。
- (3) 自己有用感を高め、豊かな人間関係づくりを行う。
 - ① 班や係活動でそれぞれが役割を持ち、責任を果たすことで周りのために貢献する場を設ける。
 - ② ボランティア活動に生徒が参加できるような仕組み作りを行う。
- (4) 生徒が主体となったいじめ撲滅に向けた取り組みを行う。
 - ① いじめ撲滅キャンペーンを年に一度行い、いじめの問題を自分たちの問題として捉えさせ、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (5) いじめ等について職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
 - ① いじめ（インターネット等によるいじめを含む）や、発達障がい、性同一性障害及び性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進するために、職員会議等で取り上げ、平素から共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知を図る。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
 - ① 休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子を観察し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
 - ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等により、生徒や家庭環境を把握する手立てとする。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめや悩みを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ① 悩み調査（いじめについての質問を含む）と教育相談（年3回）を実施し、生徒の状況を把握し、問題解決に努める。

教育相談実施日

第1回【全学年】5月11日（月）、12日（火）、13日（水）、19日（火）
21日（木）、22日（金）

第2回【全学年】10月16日（金）、20日（火）、21日（水）、22日（木）
23日（金）、27日（火）、28日（水）

第3回【1・2年】1月15日（金）、19日（火）、21日（木）、22日（金）
25日（月）、26日（火）、27日（水）、29日（金）

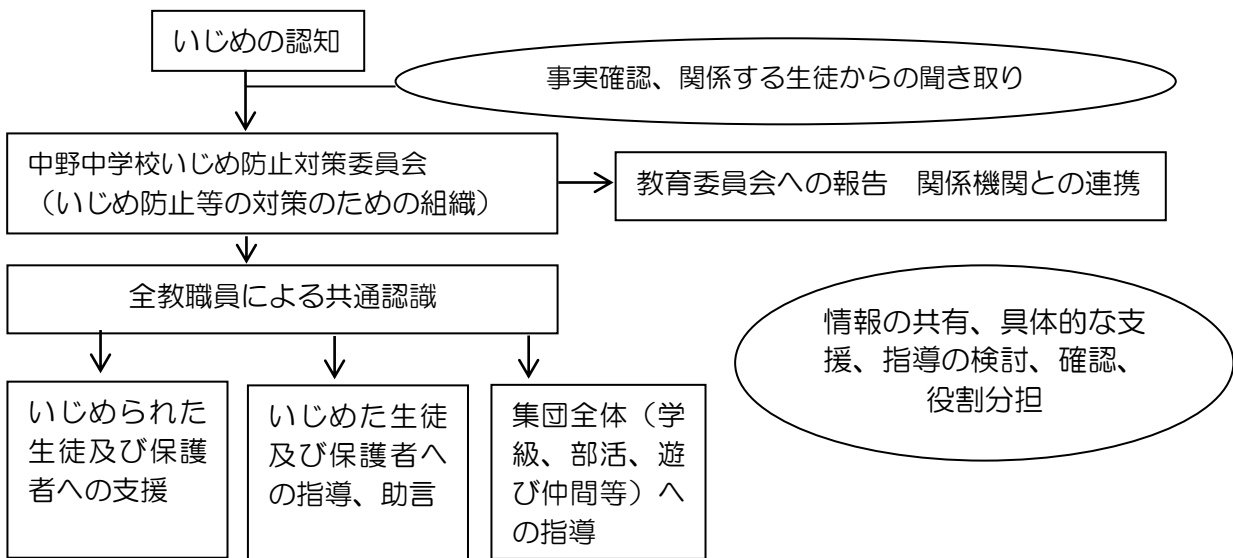
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週火、木曜日
TEL：042-784-1431（直通）
いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
ヤングテレホン：042-755-2552
 - ② 保健室だより（HPに掲載）の発行
 - ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ① 校内の「中野中学校いじめ防止対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）に直ちに情報を共有し、対応を協議する。
 - ② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - 各警察署、県警少年相談・保護センター
 - 青少年相談員
 - 児童相談所、緑子育て支援センター

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態が発生するのを防止するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

重大事態とはいじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合である。

重大事態の例

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告、調査等に当たる。

- ・ 調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような態様、関係する生徒の人間関係、教職員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。
- ・ いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要である。